

別紙2

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準

第1章 積算基準

第1 総則

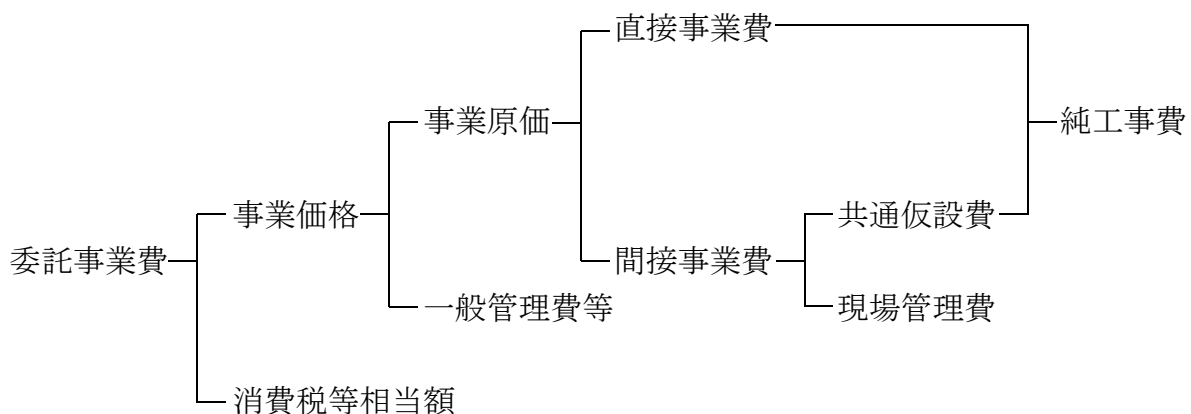
1-1 適用範囲

本積算基準は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（有害鳥獣の捕獲や生息状況調査等の事業）を委託契約に付する場合における事業費の積算に適用する。

ただし、捕獲等事業を著しく特殊な条件で実施する場合等、本積算基準により積算することが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。なお、適用除外とする場合においても、本積算基準に定める間接事業費や一般管理費等を適切に計上し積算すること。

1-2 委託事業費の構成

委託事業費の構成は、次のとおりとする。



1-3 委託事業費の積算

有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費は、事業の目的を達成するために直接必要な事業実行に係る費用であり、事業対象地区又は委託契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接事業費、間接事業費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

第2 直接事業費

直接事業費は、事業に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（機械経費等）とし、その内容は、次のとおりとする。

2-1 労務費

労務費は、事業を実施するために必要な労務の費用とし、その算定は所要人員に労

務単価を乗じて算定する。

2-1-1 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び事業規模を考慮して事業ごとに査定するが、第2章「標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料等により算定する。

2-1-2 労務単価

労務単価は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、第2章第2「従事者単価」によるほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとする。

地域の実情に即した賃金を採用する場合は、作業内容、作業場所、作業に従事する期間、見積りの有効期限等の条件を必ず提示して見積りを徴収し決定するものとする。

なお、見積りは原則として3者以上から徴収する。

特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

2-2 材料費

材料費は、事業を実施するために必要な餌、ワナ等に要する費用とし、その算定は、数量に価格を乗じて算定する。

2-2-1 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び作業中の損失量を実状に即して加算するものとする。

2-2-2 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格（設計単価）は、見積りや物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び運賃の合計額とする。

見積りは、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積りの有効期限等の条件を必ず提示し、原則として3者以上から徴収する。

積算に用いる単価等は、異常値を除いた価格の平均とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

なお、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。

2-3 直接経費

直接経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、その内容は次のとおりとする。

2-3-1 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣する技術者等に要する

費用の合計額とする。

2-3-2 機械経費

機械経費は、事業を実施するために直接必要な機械の使用に要する経費（労務費及び材料費を除く。）とし、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び第2章「標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料等により算定する。

第3 間接事業費

間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。

3-1 共通仮設費

共通仮設費は、事業の実施にあたり、間接的に係る経費であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

3-1-1 算定方法

共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、率計算による部分の算定は、対象額に共通仮設費率を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費（率分）＝対象額×共通仮設費率

対象額＝直接事業費

共通仮設費率	5.4%
--------	------

（注）ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。

3-1-2 共通仮設費の項目及び内容

1 運搬費

運搬費は、事業の実施に必要な機械、資機材、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 運搬費として計上して積算する費用

- ① 機械及び資機材の搬入及び搬出に要する費用
- ② 機械の自走による運搬に要する費用
- ③ 機械及び資機材の日々回送（分解、組立、輸送）に要する費用
- ④ 機械及び資機材の現場内小運搬に要する費用
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、事業を実施するために必要な機械及び資機材の運搬等に要する費用（ヘリコプターによる空輸費等）

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～④

(3) 積上げ計上する費用

(1) の⑤

2 準備費

準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、ワナ等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 準備費として計上して積算する費用

- ① 事業着手時の準備費用
- ② 事業期間中における準備及び後片付けに要する費用
- ③ 事業期間中におけるワナ等の維持・補修に必要な機械及び材料費
- ④ 事業完了時の後片付け費用
- ⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付やライトセンサス等による小規模な確認調査を含むワナの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用
- ⑥ 関係機関等との連絡調整
- ⑦ 事業の実施にあたり必要となる除草、整地及び小規模な伐開、除根等に要する費用
- ⑧ 事業の実施に必要な測量・設計に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

(1) の①～⑧

(3) 積上げ計上する費用

(1) の①～⑧以外に必要な費用

ただし、以下の①、②の費用は共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

- ① 個体処理を実施する際に必要となる事業区域外の運搬費・処分費等
- ② 個体処理を集合理設（第2章第3の1の(4)④個体処理を参照）にて実施する際に必要となる埋設穴の掘削作業に必要な費用

3 役務費

役務費は、土地の借上げ及び電力、用水、ガスの基本料金等に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 役務費として計上して積算する費用

- ① 土地の借上げ及び軽微な補償（立木の補償等）に要する費用
- ② 事業の実施や倉庫及び材料保管庫等に必要な電力、電池、用水、ガス等の費用（基本料金及び使用料等）

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

(1) の①～②

4 技術管理費

技術管理費は、捕獲等事業の実施に係る管理、工程管理、鳥獣の情報記録及びそれらの資料作成に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 技術管理費として計上して積算する費用

- ① 捕獲等事業の実施に係る管理のための写真管理、資料作成等に要する費用

- ② 事業の進捗状況を管理するための資料作成等に要する費用
- ③ 鳥獣の個体情報、生息状況等の調査票作成に要する費用のうち、直接事業費に含まれない費用
- ④ 事業管理で使用する OA 機器の費用
- ⑤ 捕獲業務の報告書作成に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～⑤

(3) 積上げ計上する費用

- (1) の①～⑤以外で必要な費用

ただし、調査事業（3-1-2の2の(1)⑤事業期間中の簡易な現地調査に係る資料取りまとめ及び報告書の作成に要する費用を除く。）に係る調査、分析、検討内容等を取りまとめた報告書の作成に要する費用は、共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

5 営繕費

営繕費は、倉庫及び材料保管庫等、労働者の輸送及び事業の監督に必要な車両に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 営繕費として計上して積算する費用

- ① 倉庫、材料保管庫及び火工品庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ② 上記に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ③ 労働者の輸送に要する費用
- ④ 事業の監督に必要な車両に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～④

6 安全費

安全費は、事業の実施に必要な安全対策（交通管理、安全施設、安全管理）に要する費用であり、内容は次のとおりとする。

(1) 安全費として計上して積算する費用

- ① 事業区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- ② 標示板、標識、保安燈、照明等の安全施設類の設置・撤去及び補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ③ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- ④ 薬剤を取り扱う作業の防護に要する費用
- ⑤ 蜂等の防護に要する費用
- ⑥ 安全用品等の費用
- ⑦ 安全に係る打合せ等に要する費用

(2) 共通仮設費率に含まれる費用

- (1) の①～⑦

(3) 積上げ計上する費用

- (1) の①～⑦以外で必要な費用

ただし、以下の①、②の費用は、共通仮設費に積上げ計上するのではなく、直接事業費へ必要な費用を計上する。

- ① 林道等のゲート、防護柵の設置・撤去、補修に要する費用、及び使用期間中の使用料
- ② 事業の実施にあたり必要となる監視及び交通誘導等に要する誘導員の費用

3-2 現場管理費

現場管理費は、事業の実施にあたり、事業を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

3-2-1 算定方法

現場管理費の算定は、純事業費に現場管理費率を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

現場管理費＝純事業費×現場管理費率

純事業費＝直接事業費＋共通仮設費

現場管理費率	25.0%
--------	-------

(注) ヘリコプターの飛行経費は純事業費に含めない。

3-2-2 現場管理費の項目及び内容

1 労務管理費

労務管理費は、現場従事者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接事業費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

2 安全訓練等に要する費用

現場従事者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等（救急救命講習、認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習・技能知識講習又は同等の講習、射撃練習、銃器の保管及び猟具の定期的な点検等）に要する費用

3 租税公課及び手数料

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課。銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃の所持許可及び講習等に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条に基づく譲渡又は譲受の許可及び第25条に基づく消費の許可に係る手数料、その他事業の実施に必要な許可申請等に要する費用。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、損害賠償保険、従事者傷害保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5 従業員給与手当

現場従業員（現場従事者を管理・監督する者、その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純事業費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7 法定福利費

現場従業員及び現場従事者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに退職金共済制度に基づく事業主負担額

8 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11 外注経費

事業を専門業者等に外注する場合に必要となる専門業者等の一般管理費相当額。なお、錯誤捕獲時に必要となる費用は含まれていないため別途計上する。

12 雑費

1～11に属さない諸費

第4 一般管理費等及び消費税等相当額

4-1 一般管理費等

一般管理費等は、事業の実施にあたる法人（複数の法人の連合体を含む。）の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益の額の合計額であり、その算定方法及び内容は次のとおりとする。

ただし、法人（複数の法人の連合体を含む。）以外の者に委託する場合、一般管理費等については算入しないものとする。

4-1-1 算定方法

一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

一般管理費等＝事業原価×一般管理費等率

事業原価＝純事業費＋現場管理費

一般管理費等率	14.38%
---------	--------

（注）ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4-1-2 一般管理費等の項目及び内容

1 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

2 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

3 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

4 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

5 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

6 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

7 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

8 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

10 調査研究費

技術研究、開発等の費用

11 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

12 寄付金

寄付に用いた金額

13 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

14 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

15 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

16 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

17 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

- 18 保険料
 - 火災保険及びその他の損害保険料
- 19 契約保証費
 - 契約の保証に必要な費用
- 20 雑費
 - 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等、諸団体会費等の費用
- 21 付加利益
 - 付加利益は次の費用とする。
 - ① 法人税、都道府県民税、市町村民税等
 - ② 株主配当金
 - ③ 役員賞与（損金算入分を除く）
 - ④ 内部留保金
 - ⑤ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

4-2 消費税等相当額

消費税相当額は、事業価格に係る消費税及び地方消費税相当分を計上して積算するものとし、事業原価に係る各項目の積算に使用する資機材等の価格等には、消費税等相当分を含まないものとする。

第5 設計変更の積算

委託事業費の変更は、予定価格積算をもとに、次式により算出する。

〔算定式〕

$$\text{事業価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算事業価格} \\ \times (\text{直前の委託額} / \text{直前の官積算額})$$

$$\text{変更委託事業費} = \text{事業価格（落札率を乗じた額）} + \text{消費税等相当額}$$

（注）1. 変更官積算事業価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

2. 直前の委託額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

第6 積算の単位

- 1 直接事業費（各作業種の金額及び材料費等の合計額）は、千円未満切り捨てとする。
- 2 共通仮設費は、千円未満切り捨てとする。
- 3 現場管理費は、千円未満切り捨てとする。
- 4 一般管理費等は、千円未満切り捨てとする。
- 5 事業価格は、千円未満切り捨てとする。
- 6 消費税は、円単位とする。
- 7 委託事業費は、円単位とする。

第2章 標準歩掛

第1 留意事項

- 1 この歩掛は、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業（シカの捕獲事業や生息状況調査等）にて汎用的に実施される作業について実態調査等を行い、標準的な作業が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の作業ごとに設定したものである。
- 2 この歩掛は、事業の予定価格を算出するための基礎資料とするものであり、実際の作業における方法や使用機械を規定するものではない。
- 3 この歩掛により難しい場合、又はこの歩掛に掲載されていないものについては、他の類似の事業の歩掛等を勘案し、その根拠を明らかにして適正な歩掛を用いることができる。
- 4 労務単価は、第2「従事者単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。
- 5 この歩掛は、標準状態の歩掛を示したものであり、気象その他の現場条件によって、以下に示す補正を行うことができる。
 - (1) 冬期補正
積雪寒冷地での事業の場合は、10%の範囲内で歩掛を補正することができる。
 - ① 対象とする事業
冬期補正の対象とする事業は、積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域）の屋外事業で、10月1日以降に発注する事業とし、かつ、以下に該当しない事業とする。
 - (ア) 10月31日までに終了する事業
 - (イ) その他、冬期条件による損失が認められない事業
 - ② 冬期補正係数
冬期補正は、歩掛に次式により算定した冬期補正係数（ K_1 ）を乗じて行うものとする。
$$K_1 = 1 + k_1$$
$$k_1 = \text{各森林管理局が公表する冬期歩掛補正率（％）} / 100$$
$$k_1 : \text{冬期割増係数（小数第3位四捨五入）}$$

（注） k_1 は上限を0.1とする。
 - ③ 補正上の留意事項
 - (ア) 補正は、屋外事業となる事業内容に積算される歩掛のみを対象とする。

- (イ) 設計変更等により事業期間の変更が生じた場合の冬期補正は、原則として当初発注の係数により行うものとする。
- (ウ) 労務単価に公共工事設計労務単価の運転手（特殊・一般）を用いる歩掛は、補正対象としないものとする。

(2) 通勤補正

地理的条件により、現場までの通勤に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して20%の範囲内で歩掛を補正することができる。

① 対象とする事業

通勤補正の対象とする事業は、最寄りの地元市町村役場（支所等を含む）から現場（事業の実施区域に任意に設定した集散場所等）までの通勤に往復90分以上を要する箇所の事業とする。

② 通勤所要時間

通勤所要時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出するものとする。

③ 通勤補正係数

通勤補正は、歩掛に次式により算定した通勤補正係数（ K_2 ）を乗じて行うものとする。

$$K_2 = 1 + k_2$$

$$k_2 = t / 480$$

k_2 ：通勤割増係数（小数第3位四捨五入）

t ：90分を超える通勤時間（分）

（注） k_2 は上限を0.2とする。

(3) 複数の補正

複数の補正を適用する場合は、20%の範囲内で歩掛を補正することができる。

① 補正係数

個々の歩掛に複数の補正を適用する場合の補正は、歩掛に次式により算定した補正係数（ K ）を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + k_1 + k_2$$

K ：補正係数（小数第3位四捨五入）

（注） K は上限を1.2とすることから、 $k_1 + k_2$ が0.2を超える場合、 k_2 の値は $0.2 - k_1$ により算定される値（ k_2' ）とする。

② 補正上の留意事項

- (ア) (1)及び(2)の適用範囲や留意事項に基づき、個々の歩掛に対し複数の補正が適用されるか否かの判断を行うものとする。
- (イ) 冬期補正は行われず通勤補正のみが行われる歩掛の通勤割増係数は、冬期補正と通勤補正が行われる歩掛と同様の通勤割増係数（ k_2' ）とする。

- 6 歩掛を計算により算出する場合、計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。
- 7 単価表の各構成要素の数量（歩掛）×単価＝金額は、円未満は切り捨て、円単位とする。また、諸雑費率がある歩掛についても諸雑費率×金額は、円未満は切り捨て、円単位とする。

第2 従事者単価

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。

職種	定義
従事者 A	<p>事業が適切に実施されるよう、事業の実施に係る安全管理体制の確保や、従事者に対する研修を実施する責任者として、事業全体を総括し、監督する権限を有する者。</p> <p>捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、捕獲の実施及び指導に関する業務を行う。</p> <p>調査事業においては、複数の調査業務を統括し、高度で複合的な捕獲手法の提案、指導、統括する能力を有する者。</p>
従事者 B	<p>捕獲事業においては、捕獲手法に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理及び技能に関する高度な知識を有し、銃、ワナを用いて捕獲に従事する者。</p> <p>調査事業においては、複数の調査業務に従事し、従事者 A の指示のもと調査の実施及び取りまとめを行い、手法を検討、提案する能力を有する者。</p>
従事者 C	<p>捕獲事業においては、車両の運転、記録、連絡、ワナの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、捕獲等に付随する補助作業及び事務的作業に従事する者。</p> <p>調査事業においては、調査の実施、データの入力や取りまとめ等の補助を行う者。</p>

なお、上記職種の単価は、当面の間、最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。

各職種の単価は、所定労働時間内 8 時間当たりの単価である。

職種	準用職種
従事者 A	土木一般世話役
従事者 B	特殊作業員
従事者 C	普通作業員

第3 捕獲事業標準歩掛

1 ワナによる捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、ワナ猟におけるワナ（くくりワナ、中型囲いワナ、小型囲いワナ、箱ワナ）の設置、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業

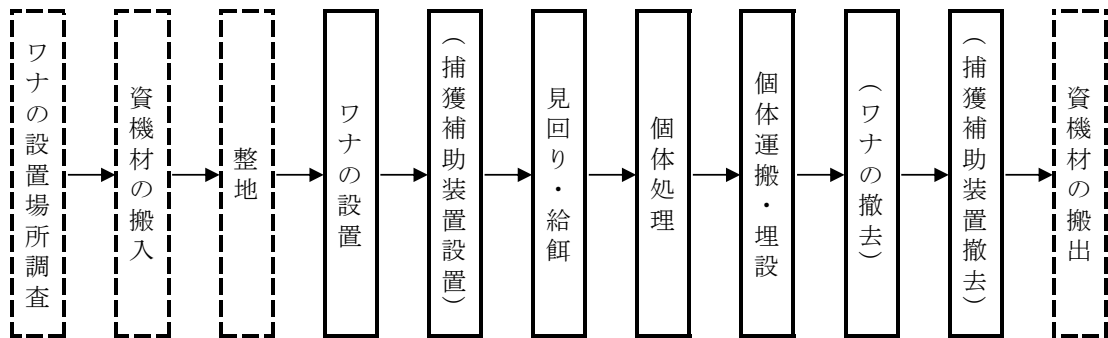
本歩掛で対応する作業は、下表のとおりとする。

なお、下表に記載がない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参照歩掛
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関や地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	ワナの設置場所調査	ワナを適切に設置できる場所を選定する。		○	
3	準 備	資機材の準備	ワナ等の資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		資機材の運搬	ワナ等の資機材を設置場所まで運搬する。		○	
5		注意看板等の設置	立入禁止看板や標識を設置する。		○	
6		ワナの設置	ワナを設置する。	○		1の(4) ①-1~4
7		捕獲補助装置の設置	ワナに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を設置する。	○		1の(4) ②-1~2
8	見 回 り	見回り	捕獲の有無やワナ周辺の足跡変化等を確認する。	○		1の(4) ③
9		給餌	餌を撒き、餌の食べ方等を確認する。	○		
10		補修	ワナに不具合があれば補修する。	○		
11		日報作成	誘引・捕獲状況の日報を作成する。		○	
12	個 体 処 理	保定	捕獲した鳥獣の動きを制限する。	○		1の(4) ④-1~3
13		止刺し	銃、電気、刃物等を用いて止刺しする。	○		
14		個体運搬	人力及び車両等により個体を運搬する。	○		
15		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
16		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		1の(4) ④-4~5
17		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
18	片 付 け	ワナの撤去	ワナを撤去する。	○		1の(4) ①-1~4
19		捕獲補助装置の撤去	ワナに付帯して捕獲作業を補助する捕獲補助装置を撤去する。	○		1の(4) ②-1~2
20		資機材の運搬・片付け	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
 2. 罠の撤去、捕獲補助装置の設置及び撤去は、必要に応じて計上する。

(4) 作業歩掛

- ① 罠設置
 ①-1 くくり罠設置

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、くくり罠を対象とし、足用・首用などの種類、形状に関わらず適用できる。
 2. 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
 4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の 50%とし、必要な場合に計上する。
 5. 受注者が罠を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 中型囲いワナ設置

(周長 10 m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.23	
従事者 C (普通作業員)		人	0.23	
諸 雑 費 率		%	3	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所では組立てるパネル式の囲いワナを対象とする。
2. 諸雑費は、スコップ、鍬、ハンマ、レンチ、脚立、メジャー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m 以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の 50% とし、必要な場合に計上する。
5. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-3 小型囲いワナ設置

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.42	
従事者 C (普通作業員)		人	0.42	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、設置箇所では組立てる小型（幅 1.5m × 奥行 2.5m × 高さ 1.5m 程度まで）の囲いワナを対象とする。
2. 諸雑費は、ハンマ、レンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m 以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の 50% とし、必要な場合に計上する。
5. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-4 箱ワナ設置

本歩掛は、設置箇所では組立てる箱ワナを対象とし、1 の(4)の①-3「小型囲いワナ設置」に準じる。

② 捕獲補助装置設置

捕獲補助装置とは、ワナに付帯して捕獲作業を補助する装置を指す。

②-1 通知装置設置

通知装置とは、簡易無線通信を活用し、子機がワナの捕獲作動を感知し、中継機や親機を経由して従事者の携帯電話等に通知する装置を指す。

(10 基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			子機	親機 中継機	
従事者 B (特殊作業員)		人	0.21	0.63	
従事者 C (普通作業員)		人	0.21	0.63	
諸 雑 費 率		%	1	1	

- (注) 1. 本歩掛は通知装置（子機、親機、中継機）の設置に適用する。
 2. 諸雑費は、脚立、レンチ、ドライバー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。
 4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の 50%とし、必要な場合に計上する。
 5. 受注者が装置を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

②-2 自動捕獲装置設置

自動捕獲装置とは、囲いワナ等のゲート（誘引扉）を操作する装置であり、センサ、ソーラーパネル、コントローラ、ゲート（誘引扉）操作装置等の複数の機材で構成される装置を指す。

(10 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.5	
従事者 C (普通作業員)		人	1.5	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛における単位の式とは複数機器で構成されるシステム全体を指し、囲いワナのゲート（誘引扉）が 2 箇所あり、それぞれに自動捕獲装置を設置する場合は 2 として計上する。
 2. 諸雑費は、脚立、レンチ、ドライバー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力

による 100m以内の小運搬含む。) に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。

4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く。）の 50%とし、必要な場合に計上する。
5. 受注者が装置を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

③ 見回り・給餌

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	A	A は 0.5 単位で切り上げ
従事者 C (普通作業員)		人	A	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	G	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雑 費 率		%	1	

中小型トラック運転単価表

(1 時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機
機 械 損 料		h	1	械経費算定要領による

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から 100m 以内のワナや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、ワナ等の維持補修を対象とし、給餌の有無に関わらず適用できる。
2. 諸雑費は、バケツ、ビニールシート等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。なお、上表により難しい場合は、現場条件等を考慮して機械の種類や規格を変更できる。
 4. 受注者が餌を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給する場合、材料費は計上しない。

ア 数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

<p>A : 見回り・給餌 1 回当り労務歩掛</p> $A = B / 8$ $B = C \times D$ $C = E + F$ $E = G / D$	<p>G : 見回り・給餌 1 箇所当り機械 運転歩掛</p> $G = 2 \times H / I$
--	--

A : 見回り・給餌 1 回当り労務歩掛 (人/回)

B : 見回り・給餌 1 回当り所要時間 (h/回)

- C：見回り・給餌1箇所当り所要時間 (h/箇所)
- D：見回り・給餌箇所数 (箇所)
- E：見回り・給餌1箇所当り林道等走行時間 (h/箇所)
- F：見回り・給餌時間 0.25 h/箇所
- G：見回り・給餌1回当り機械運転歩掛(車両による林道等走行時間) (h)
- H：車両による林道等走行距離(片道) (km)
- I：走行速度 15 km/hを標準とする

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりワナ、小型囲いワナ、箱ワナ、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg/回・箇所
- ・中型囲いワナ、大型囲いワナ向けの給餌量は10 kg/回・箇所

【計算例】

林道等走行距離(片道)が20km、見回り・給餌箇所が10箇所の1回当り単価表を作成する場合

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

$$A=B/8 = 5.2h/8h = 0.65 \text{ 人} \rightarrow 1.0 \text{ 人 (0.5単位で切り上げ)}$$

$$B=C \times D = 0.52h \times 10 \text{ 箇所} = 5.2h$$

$$C=E+F = 0.27h+0.25h = 0.52h$$

$$E=G/D = 2.67h/10 \text{ 箇所} = 0.267 \approx 0.27 \text{ (小数第3位四捨五入)}$$

(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)

$$G=2 \times H/I$$

$$= 2 \text{ (往復)} \times 20\text{km} \div 15 \text{ km (標準速度)}$$

$$= 2.666 \approx 2.67 \text{ (小数第3位四捨五入)}$$

見回り・給餌(片道20km、10箇所) (1回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B(特殊作業員)		人	1.0	Aは0.5単位で切り上げ
従事者C(普通作業員)		人	1.0	
機 械 運 転	中小型トラック	時間	2.67	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雑 費 率		%	1	

④ 個体処理

ア 処理方法

個体の処理方法及び内容は以下のとおりとする。なお、生体捕獲は適用外とする。

処理方法	内容
林内埋設	個体を捕獲する都度、捕獲箇所付近の山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理する方法。
集合理設	複数頭の埋設処理が可能な埋設穴を設け、個体を埋設処理する方法。
施設処理	焼却施設等で個体を処理する方法。施設の処理能力等によっては、個体を解体する必要がある。

イ 処理工程

各処理方法の工程は以下のとおりとする。

No	工程	処理方法			内容
		林内埋設	集合理設	施設処理	
1	事業区域内移動	※	※	※	捕獲箇所への移動（車両及び徒歩）
2	保定	○	○	○	個体の保定
3	止刺し	○	○	○	個体の止刺し
4	ワナの再設置	○	○	○	捕獲跡地整地及びワナの再設置
5	林道へ小運搬	○	○	○	捕獲場所から林道への個体の運搬（100m以内）
6	検体作業	○	○	○	個体の検体作業（体長、雄雌別等）
7	解体	△	△	●	個体の解体
8	袋詰	△	△	●	個体の袋詰
9	車両積込	○	○	○	個体の車両積込
10	埋設箇所への林道移動	※	※	△	埋設箇所付近への移動（車両）
11	個体積降し	○	○	△	個体の積降し
12	林道から埋設箇所へ小運搬	○	△	△	埋設箇所への移動（徒歩）（100m以内）
13	人力床掘	○	△	△	人力による埋設穴の掘削
14	機械床掘	△	●	△	機械による埋設穴の掘削
15	個体投入及び人力埋戻し	○	○	△	個体の投入及び人力による埋設穴の埋戻し
16	林道へ移動	○	△	△	林道への移動（徒歩）
17	事業区域内移動	※	※	※	事業区域内の移動（見回り・誘引箇所への移動）
18	事業区域外運搬・処分	△	△	▲	事業区域外での個体運搬及び処分

(注) ○：各処理方法の歩掛に含まれる工程

●：必要に応じ計上が必要な工程（歩掛有り）

※：③見回り・給餌の歩掛に含まれる工程

▲：必要に応じ計上が必要な工程（歩掛無し）

④-1 林内埋設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	2.3	
従事者 C (普通作業員)		人	2.3	
諸 雑 費 率		%	1 (8)	

(注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬 (100m 以内)、個体の車両への積込・積降し、人力による床掘・埋戻し、個体の埋設、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率 (1%) を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器 (装薬銃) による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率 (8%) を乗じた金額を上限として計上する。

④-2 集合理設

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	1.3	
従事者 C (普通作業員)		人	1.3	
諸 雑 費 率		%	1 (13)	

(注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬 (100m 以内)、個体の車両への積込・積降し、個体の埋設、人力による埋戻し、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。ただし、埋設穴の掘削作業は含まない。

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率 (1%) を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器 (装薬銃) による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率 (13%) を乗じた金額を上限として計上する。

3. 個体の埋設に必要な埋設穴の掘削は、1 の (4) の④-3 「埋設穴掘削」により費用を積上げ、直接事業費に計上する。

④-3 埋設穴掘削

(10m³ 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 C (普通作業員)		人	0.3	
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 山積 0.28m ³ (平積 0.2m ³)	日	10/D	

D: 日当り施工量 (32m³/日)

バックホウ（クローラ型）運転単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 （ 特 殊 ）		人	1.0	公共工事設計労務単価
燃 料 費		L	40	
機 械 損 料		供用日	1.57	森林整備保全事業建設機械経費算定要領による

(注) 本歩掛は、埋設穴の掘削、基面整正及び浮き石除去までの作業を含む。

④-4 施設処理

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.94	
従事者 C (普通作業員)		人	0.94	
諸 雑 費 率		%	1 (18)	

(注) 1. 本歩掛は、ワナ猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬（100m 以内）、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、ワナの再設置までの作業を含む。

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止刺し用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止刺しを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（18%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. 個体処理を各種施設（焼却施設等）にて実施する際に、施設の処理能力等により、個体の解体が必要な場合は、1の(4)の④-5「解体作業」を別途加算する。

④-5 解体作業

(10 頭当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.83	
従事者 C (普通作業員)		人	0.83	
諸 雑 費 率		%	1	

(注) 1. 本歩掛は、施設処理の際に個体の解体や袋詰が必要な場合に計上する。

2. 諸雑費は、ナイフ等の費用とし、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

④-6 事業区域外運搬・処分

事業区域外の埋設穴にて集埋設を実施する場合や、施設処理を実施する場合等に必要となる。事業区域外における個体の運搬費、処分（焼却等）費等は、見積りや資料等により直接事業費に計上する。ただし、食肉利用を

目的とした個体処理を行う場合は計上しない。

2 銃による捕獲

(1) 適用範囲

本歩掛は、銃猟における狙撃（誘引狙撃、忍び猟）、見回り・給餌、個体処理等の作業に適用する。

(2) 本歩掛で対応する作業内容

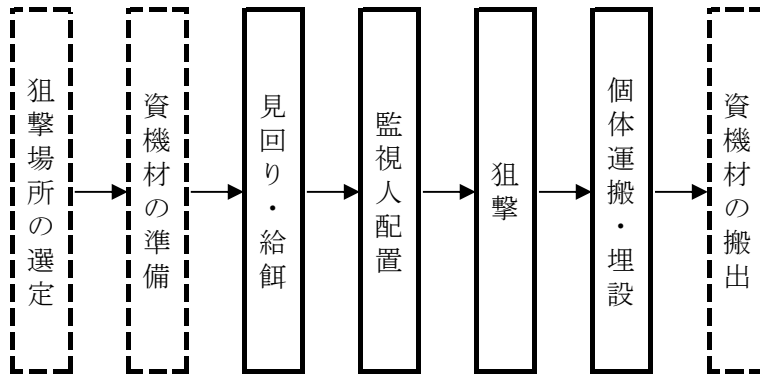
本歩掛を用いて直接事業費に計上する作業内容は、下表のとおりとする。

なお、下表に記載のない作業については、適切にその費用を計上すること。

No	工程	作業	作業内容	直接 事業費	間接 事業費	参照歩掛
1	計画 準備	関係者調整等	事業の実施に当り、事業計画書等の作成や、関係機関及び地元所有者と協議・調整を行う。		○	
2	現地 調査	狙撃場所の選定	狙撃場所を適切に選定する。		○	
3	準備	資機材の準備	資機材について、必要数量を準備し、現地に運搬・設置できる体制、機械等を準備する。		○	
4		注意看板等の設置	立入禁止看板等を設置する。		○	
5		見回り・給餌	誘引・見回りを行う。	○		2の(4)①
6		日報作成	誘引・状況等の日報を作成する。		○	
7	狙撃	監視人の配置	監視人を配置する。	○		2の(4)②
8		狙撃	銃猟により狙撃を行い捕獲する。	○		2の(4) ③-1~2
9	個体 処理	個体運搬	個体回収班が、人力及び車両等により個体を運搬する。	○		2の(4)④
10		個体埋設	個体を林内に埋設する。	○		
11		施設処理	個体を焼却施設等で処理する。	○		
12		日報作成	捕獲個体記録、錯誤捕獲等の記録票を作成する。		○	
13	片付	資機材の撤去	資機材の片付けを行う。		○	

(3) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(4) 作業歩掛

① 見回り・給餌

本歩掛は、誘引箇所への見回り・給餌作業であり、1の(4)の③「見回り・給餌」に準じる。

② 監視人配置

入林者の立入りを禁止するため、安全対策として監視人を配置する場合に必要な費用を積上げ直接事業費に計上する。

数量は、事業期間内で配置される人数（休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も人数に含めて計上する）に作業時間を乗じて算出する。数量＝人数×作業時間（作業時間は0.5単位で切り上げ）

なお、労務単価は公共工事設計労務単価「交通誘導員B」を用いる。

③ 銃猟

③-1 誘引狙撃

(1 回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			1 班目	2 班目 以降	
従事者 A (土木一般世話役)		人	A	—	A=B/8 Aは0.5単位で切り上げ
従事者 B (特殊作業員)		人	A	A	
従事者 C (普通作業員)		人	A	2A	
銃 器 損 料		日	A	A	
機 械 運 転	ライトバン 1500cc	時間	B	B	

ライトバン運転単価表

(1 時間当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械 経費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、車両にて林道等を移動しながら誘引箇所を回り狙撃を行う銃猟を対象とする。狙撃を車内から行うか否かは問わない。
2. 誘引狙撃を1班のみで実施する場合は、「1班目」により計上する。また、2班以上で実施する場合は、「1班目」に加えて、「2班目以降」を必要班数分計上する。
3. 上記の編成は標準であり、これによりがたい場合は編成人員数等を変更できる。
4. Bは、計画上の銃猟時間 (h/回) とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。
5. 銃器 (装薬銃) の損料は、供用日当り損料を設定して計上する。
【参考値】銃器の供用日当り損料：488 円/日
6. 実包の材料費を適切に計上する。なお、誘引狙撃1回当りの実包数量は、「目標頭数/回×1.5 発」とする。1回当りの目標頭数は銃猟時間や現場条件等を考慮して設定する。
7. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。また、機械規格が上表により難しい場合は、実状に応じて規格を変更できる。

③-2 忍び猟

(1 回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			1 班目	2 班目 以降	
従事者 A (土木一般世話役)		人	A	—	A=B/8 Aは0.5単位で切り上げ
従事者 B (特殊作業員)		人	A	A	
従事者 C (普通作業員)		人	—	A	
銃 器 損 料		日	A	A	

- (注) 1. 本歩掛は、徒歩にて山中を移動しながら対象鳥獣を探索して狙撃を行う銃猟を対象とする。
2. 忍び猟を1班のみで実施する場合は、「1班目」により計上する。また、2班以上で実施する場合は、「1班目」に加えて、「2班目以降」を必要班数分計上する。
3. 上記の編成は標準であり、これによりがたい場合は編成人員数等を変更できる。
4. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬に要するライトバン等の運転経費は計上しない。

5. Bは、計画上の銃猟時間（h／回）とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。
6. 銃器（装薬銃）の損料は、供用日当り損料を設定して計上する。
【参考値】銃器の供用日当り損料：488円／日
7. 実包の材料費を適切に計上する。なお、忍び猟1回当りの実包数量は、「目標頭数／回×1.5発」とする。1回当りの目標頭数は銃猟時間や現場条件等を考慮して設定する。

④ 個体処理（銃猟）

（1回当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	A	A=B／8
従事者 C（普通作業員）		人	A	Aは0.5単位で切り上げ
機 械 運 転	中小型トラック	時間	B	ガソリンエンジン駆動 750kg
諸 雑 費 率		%	1	

中小型トラック運転単価表

（1時間当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械経 費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、銃猟実施時における個体処理に適用し、林内埋設、集合理設、施設処理のいずれの処理方法でも適用できる。ただし、集合理設にて必要となる埋設穴の掘削は、1の(4)の④-3「埋設穴掘削」により、また、施設処理にて個体の解体が必要となる場合は、1の(4)の④-5「解体作業」により、個体処理を実施する際に必要となる事業区域外の運搬費・処分費等は、1の(4)の④-6「事業区域外運搬・処分」により費用を別途積上げる。
2. 諸雑費は、手袋、スコップ等の費用とし、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. Bは、計画上の銃猟時間（h／回）とする。計画上の銃猟時間とは、事業区域内における作業時間を指す。
 4. 機械運転経費は計上するが、運転労務費は計上しない。また、機械規格が上表により難しい場合は、実状に応じて規格を変更できる。

第4 調査事業標準歩掛

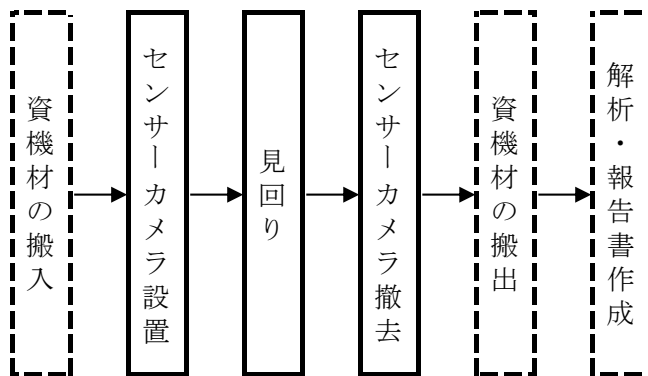
1 カメラトラップ調査

(1) 適用範囲

本歩掛は、センサーカメラ（自動撮影カメラ）を用いてシカの生息状況等の調査を実施する場合に適用する。

(2) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
 2. 捕獲事業と併せて実施する場合は、見回り費用は計上しない

(3) 作業歩掛

- ① カメラトラップ調査
 ①-1 センサーカメラ設置

(10 台当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.31	
従事者 C (普通作業員)		人	0.31	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は、センサーカメラの設置に適用する。
 2. 諸雑費は、脚立、テープ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100m以内の小運搬含む）に要するライトバン等の運転経費、電池の費用は計上しない。
 4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の 50%とし、必要な場合に計上する。
 5. 受注者がセンサーカメラや記録媒体等を購入する場合、材料費を適切に計

上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 センサーカメラ見回り

(1回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	A	A は 0.5 単位で切り上げ
従事者 C (普通作業員)		人	A	
機 械 運 転	ライトバン 1500cc	時間	G	
諸 雑 費 率		%	1	

ライトバン運転単価表

(1時間当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		L		森林整備保全事業建設機械経費算定要領による
機 械 損 料		h	1	

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から徒歩 100m以内に設置したセンサーカメラの見回り作業（記録媒体の回収交換及び電池交換）に適用する。見回り回数は、センサーカメラの機種及び設置日数を考慮して計上する。
2. 捕獲事業にカメラトラップ調査を含める場合、センサーカメラの見回りは、1の(4)の③「見回り・給餌」に含まれるため、本歩掛を計上しない。
3. 諸雑費は、脚立、テープ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 上表により難しい場合は、現場条件等を考慮して機械の種類や規格を変更できる。

数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

A : 見回り 1 回当たり労務歩掛 $A = B / 8$ $B = C \times D$ $C = E + F$ $E = G / D$	G : 見回り 1 箇所当り機械運転歩掛 $G = 2 \times H / I$
---	--

- A : センサーカメラ見回り 1 回当たり労務歩掛 (人/回)
- B : センサーカメラ見回り 1 回当たり所要時間 (h/回)
- C : センサーカメラ見回り 1 箇所当り所要時間 (h/箇所)
- D : センサーカメラ見回り箇所数 (箇所)
- E : センサーカメラ見回り 1 箇所当り林道等走行時間 (h/箇所)
- F : センサーカメラ見回り時間 0.25 h/箇所
- G : 1 回当たり機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間) (h)
- H : 車両による林道等走行距離 (片道) (km)

I：走行速度 15 km/h を標準とする

①-3 データ解析及び報告書作成

回収したデータ解析及び報告書作成費用は、見積りや資料等により別途計上する。